

平成 23 年度「全国漁船安全操業推進月間」の活動計画概要

1. 行事の名称

平成 23 年度全国漁船安全操業推進月間

2. 経緯・趣旨

漁船の海難及び海中転落などの人身事故による死者・行方不明者は、近年年間約 100 名で推移しており、全船舶の海難及び人身事故による死者・行方不明者のうち、漁船の割合は、いずれも半数近くで最も多い状況にある。

近年の死者・行方不明者を伴う漁船海難の特徴としては、「見張り不十分」、「操船不適切」及び「居眠り運転」といった人為的要因のものが 7 割を占めている。また死者・行方不明者を伴う漁船の人身事故については、海中転落を原因とするものが半数近くを占めている。

平成 19 年 3 月に「船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則」が改正され、一年の周知期間を経て、平成 20 年 4 月 1 日より全ての一人乗り小型漁船（漁ろう中）に救命胴衣の着用が義務化されている。

さらに、平成 20 年 8 月に海難審判庁から「漁船の火災防止に関する提言」がなされたところであるが、平成 22 年においても漁船火災による事故が 37 件発生した。

このような状況から、漁業・水産業団体の連携による漁船事故防止にむけた取り組みを一層推進していく必要があることから、平成 23 年度において、「全国漁船安全操業推進月間」を全国一斉に展開し、漁業者及び漁業関係者に対して、効果的な事故防止キャンペーンを実施することとする。

3. 推進月間実施期間

平成 23 年 10 月の 1 ヶ月間とする。

なお、実施時期は、それぞれの実施団体の実情を踏まえて設定できるものとする。

4. 推進月間の目的

- (1) 漁船安全操業に関する漁業者意識の向上
- (2) ライフジャケット着用率の向上による人身事故発生の減少
- (3) 安全航行・安全操業の徹底による漁船海難発生等の減少

5. 推進月間の実施団体

- (1) 幹事団体：NPO 法人水産業・漁村活性化推進機構
- (2) 協賛団体：(社) 大日本水産会、全国漁業協同組合連合会、全国共済水産業協同組合連合会、漁船保険中央会、(財) 漁船海難遺児育英会、(財) 中央漁業操業安全協会、(社) 全国漁業無線協会
- (3) 後援団体：水産庁、海上保安庁、国土交通省、運輸安全委員会

6. 本月間における取組内容

(1) 幹事団体

幹事団体は、水産庁と連携し、当該推進月間の取組内容を決定し、その取組内容をHP等で広報するとともに、関係団体等に対し取組の実施に向けた推進を図る。

①都道府県・協賛団体・漁船漁業中央団体担当者等への連絡、普及啓発

②サバイバル訓練・漁船海難防止講習会の開催推進

《取組内容例》

- ・平成23年度全国漁船安全操業推進月間の周知
- ・HPへのリーフレットの掲示
- ・サバイバル訓練・講習会実施事業の周知
- ・操業形態にマッチしたライフジャケットの紹介

(2) 協賛団体、漁船漁業中央団体及び関係漁業団体

協賛団体及び漁船漁業中央団体は、会員団体等へ推進月間の周知を図るとともに、その趣旨を踏まえ、実施可能な独自の施策又は会員団体・関係団体等と連携した施策を展開するものとする。

また、地方においては、漁業協同組合・連合会等の関係漁業団体、後援団体出先機関、都道府県水産部局等との連携・協力のもと、漁業者に対する啓発活動を実践する。

《取組の具体例》

- ・漁業者に対する広報活動及び支援（リーフレットの印刷・配付）
- ・LGL活動に対する支援（調査・指導に対する支援等）
- ・ライフジャケットの点検・整備等に関する支援
- ・サバイバル訓練・漁船海難防止講習会等の開催及び支援（講師の斡旋等）

(3) 都道府県及び水産庁

都道府県は、推進月間の趣旨を踏まえ、実施可能な自主的な施策を展開するものとする。

水産庁は、都道府県等と協力し、救命胴衣の着用状況等に関する調査を行う。